

相続の登記は司法書士へ

2月は「相続登記はお済みですか月間」

相談無料
秘密厳守

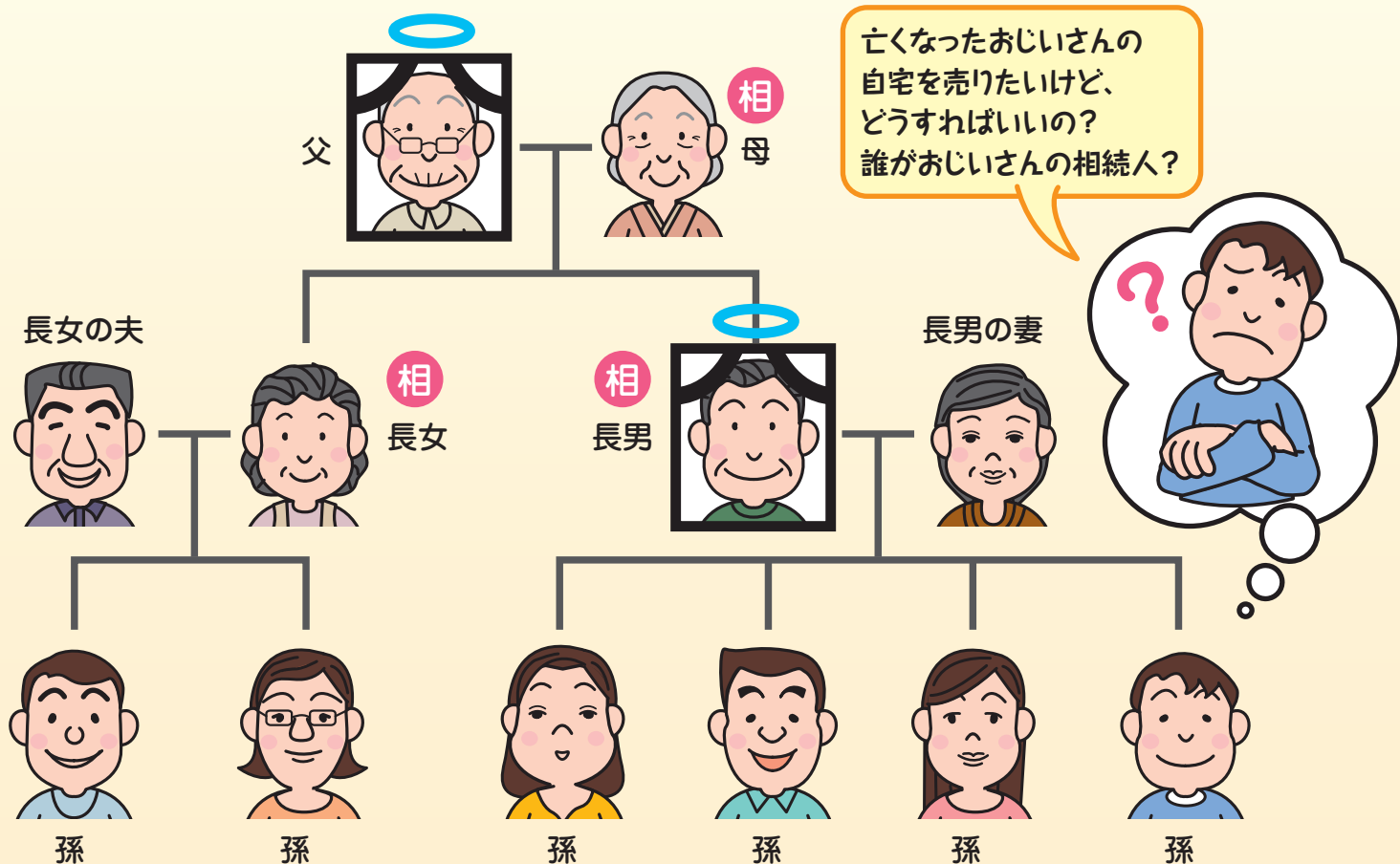
どうぞ
ご相談ください



ご自宅の名義が、亡くなられた方のまま
ということがございませんか。

相続登記を放置していると、相続関係が複雑になり、後々トラブルにつながるおそれがあります。
また、2024年4月1日から相続登記が義務化され、正当な理由がないのに、期限内に相続登記の申請を
しないと、10万円以下の過料に処せられる可能性があります。

島根県司法書士会では、毎年2月を「相続登記はお済みですか月間」と題して、
相続登記をはじめとして、遺言、遺産分割など相続に関する無料相談を行います。
日時、及びご予約方法は下記のとおりとなっておりますので、お気軽にご利用ください。



相談会は、県内各司法書士事務所で行います。

ご予約はお近くの各司法書士事務所へ

各司法書士はこちら

<https://www.ssla.jp/list/>

QRコードでも検索できます



主催 島根県司法書士会